

# 2021 年度 大阪産業大学

## 転科・学部変更試験要項および願書一式

### 1. 転科・学部変更試験要項 (P1~2)

出願期間	2021年 1月 8日(金) ~ 1月18日(月) 郵送の場合、消印有効
試験日時	2021年 2月13日(土) 9時30分(予定) ~
試験会場	大阪産業大学 本館3階 0303教室(予定)
合格発表	2021年 3月 5日(金) ※合格者には転科・学部変更手続書類を郵送いたします。
手続期間	2021年 3月 5日(金) ~ 3月11日(木) 消印有効

### 2. 転科・学部変更関連規程 (P3~4)

### 3. 転科・学部変更検定料納付書・領収書 (別紙) (窓口手続用/郵送手続用)

### 4. 転科・学部変更願 (別紙)

大阪産業大学

# 2021年度 転科・学部変更試験要項

大阪産業大学

## 1. 出願資格

- ① 本大学に在学中の者で、その者が希望する学部の学科に欠員があること。
- ② 転籍等を申し出ることができる者は、第1年次に在学する者に限る。  
ただし、第2年次以上に在学する者であっても、あらためて第2年次への転籍等を願い出る時は、この限りでない。

## 2. 出願書類

- ① 転科・学部変更願
- ② 検定料納付領収書  
※郵送でお申込みの場合は、「振込案内および納付領収書（写）貼付票」

## 3. 検定料

15,000 円

## 4. 出願期間

2021年1月8日(金)～18日(月) **※郵送の場合、消印有効（簡易書留）**

## 5. 提出先

教務課 学籍係

窓口時間：月～金 9時～17時、土 9時～12時30分【日祝および1月16日（土）を除く】

郵送の場合：〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1 大阪産業大学 教務課 学籍係

## 6. 出願方法

### 【窓口にて直接手続きの場合】

本学所定の「転科・学部変更試験検定料納付書」に基づき、経理課にて検定料をお支払いいただき、「検定料納付領収書」をお受け取りください。

その後、教務課 学籍係の窓口にて「転科・学部変更願」とあわせてご持参ください。

### 【郵送にて手続きの場合】

「振込案内および納付領収書（写）送付票」に基づき、電信扱いで検定料をお支払いください。

振込明細書（写）を「振込案内および納付領収書（写）送付票」に貼り付けた上、「転科・学部変更願」とあわせて【5. 提出先】へご提出ください。

## 7. 試験内容

### ① 筆記試験

学部	学科	実施科目
国際学部	国際学科	「小論文」
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	実施しない
経営学部	経営学科	「英語」と「小論文」の2科目
	商学科	「小論文」
経済学部	—	「小論文」
デザイン工学部	情報システム学科	実施しない
	建築・環境デザイン学科	実施しない
	環境理工学科	「英語」と「小論文」の2科目
工 学 部	機械工学科	「英語」と「数学」の2科目
	交通機械工学科	「英語」と「数学」の2科目
	都市創造工学科	「英語」と「数学」の2科目
	電子情報通信工学科	「英語」と「数学」の2科目

### ② 面接試験【学部通則第4条および第6条適用】

## 8. 試験日時

2021年2月13日(土) 9:30開始

## 9. 試験会場

- ① 筆記試験：0303 教室（本館3階）
- ② 面接試験：本館4階演習室（詳細は集合時にお知らせします。）

## 10. 合否発表

2021年3月5日(金)発送予定

※合格者には転科・学部変更手続書類を同封しております。

## 11. 合格手続き

手続期間内に転科・学部変更手続書類を教務課 学籍係に提出してください。

郵送の場合、「5. 提出先」を参照ください。

## 12. 手続き期間

2021年3月5日(金)～11日(木) 【日祝除く】※郵送の場合、消印有効（簡易書留）

窓口時間については、「5. 提出先」を参照ください。

## 13. 注意事項

- ① 合格発表後の辞退は一切認めません【学部通則第6条第8項適用】。
- ② 新年度の授業料は、転籍先の学部・学科に基づき、所定の期限内に納入してください。

以上

## 転科・学部変更試験 関連規程抜粋

### 大阪産業大学学則（抜粋）

（転籍等）

第17条 本大学に在学中の者で、学部変更、転科（以下「転籍等」という。）を願い出た者については、その者が希望する学部または学部の学科に欠員があり、かつ、所定の試験に合格したときは、転籍等をさせることができる。

2 転籍等については、第1年次に在学する者に限り、願い出ることができる。ただし、第2年次以上に在学する者であっても、あらためて第2年次への転籍等を願い出るときは、この限りでない。

3 転籍等の試験その他に関しては、別に定める。

（規程の適用）

第51条 本学則および附属諸規程は、別に定めあるとき、または教授会の決定により特に指示したものを除き、入学から卒業までは、その者の入学時の規程を適用する。

2 編入学者、再入学者および転籍等をした者については、それぞれ入学または転籍等を許可された学部または学部の学科のその年次の者と同一に取り扱う。ただし、転籍等を許可された者が、すでに納めた入学金が新たに許可された学部または学部の学科の入学金より少ないときは、第17条第2項ただし書きの者を除き、その差額を追徴する。

### 大阪産業大学学部通則（抜粋）

第4条 編入学等の選考は、学科試験、面接試験により行う。ただし、再入学については、履修単位の認定は行わず、退学前または除籍前の修得単位をそのまま修得単位とする。

2 学科試験および面接試験は、指定した日時、場所において行う。

3 学科試験の科目は、次のとおりとする。ただし、必要のあるときは、教授会の議を経て、変更することができる。

(1) 国際学部においては、小論文とする。

(2) スポーツ健康学部においては、小論文および体育実技とする。

(3) 経営学部においては、小論文および外国語（英語）とする。

(4) 経済学部においては、小論文と、外国語（英語）または数学とする。

(5) デザイン工学部においては、情報システム学科は数学および外国語（英語）とし、建築・環境デザイン学科および環境理工学科は、小論文および外国語（英語）とする。

(6) 工学部においては、数学および外国語（英語）とする。

5 再入学および転入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い、ならびに在学すべき年次については、教授会の議を経て学長が決定する。

第6条 学則第17条に定める学部変更、転科（以下「転籍等」という。）とは次のものをいう。

(1) 学部変更…所属学部から他学部への移行

(2) 転科…同一学部内における他学科への移行

- 2 転籍等の志願書受理期間は、受理開始の1ヵ月前(1月中旬)に告示する。
- 3 転籍等の志願する者は、前項の期間内に、志願書(様式第1号)の交付を受け所定の手数料とともに、教務課経由学長に志願書を提出するものとする。
- 4 転籍等の志願者については、試験の成績および過去の成績を総合して、教授会において、合否を決定する。不合格者は従来どおり在籍させる。
- 5 前項の試験は、第4条に定める学科試験および面接試験とする。ただし、学科試験は省略することができる。
- 6 転籍等の志願者が、志望した年次には合格できないが年次を下げれば合格となるときは、本人の希望により、年次を下げ合格とすることができる。この場合の授業料および修学の条件等は、合格となった年次の学生と同一に取り扱う。
- 7 合格手続きの際に、本人の申し出により、既に修得した専門教育科目のうち4単位までを、自由科目として卒業要件単位に算入することができる。
- 8 合格発表後は、転籍等の取り下げは一切認めない。

以上